

『大阪社会福祉士』審査規程・執筆要領

◆ 審査規程

審査の視点	研究論文・研究ノート・実践報告の視点 ① 研究誌編集規程の目的に合致していること。 ② 論文の内容が整合性のあるものとなっていること。 ③ 信頼性に足る研究の経過と結果を示していること。 ④ 本誌にふさわしい水準に達していること。
審査者 審査等	生涯研修センター調査研究部会及び本会会員の中から委嘱された者が行う。 研究論文等の査読については、投稿者の所属、氏名、会員番号等は秘匿して行う。 また、査読者については公表しない。
判定	研究論文・研究ノートは査読により、以下の第1号から第4号に判定される。 (1)修正なしで採用 (2)査読者の指摘・修正事項に従い修正後、研究論文または研究ノートとして採用 (3)査読者の指摘・修正事項に従い修正後、再査読 (4)不採用 実践報告は査読により、以下の第1号から第4号に判定される。 (1)修正なしで採用 (2)査読者の指摘・修正事項に従い修正後、採用 (3)査読者の指摘・修正事項に従い修正後、再査読 (4)不採用 ※審査により、実践報告への応募から研究論文等で採用、また研究論文等への応募から実践報告で採用する場合がある。
決定 通知 最終原稿 著者校正	査読者の査読を経て、生涯研修センター調査研究部会が決定する。 査読結果は、生涯研修センター調査研究部会が文書によって本人に通知する。 査読の上、採用決定後に投稿者は原稿のデータをEメール添付の上、提出する。 査読後の加筆は認めない。また、著者校正は初校の1回とする。